

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年5月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500043 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500018 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年6月30日の標準賞与額を4万6,000円、同年12月16日の標準賞与額を5万9,000円に訂正することが必要である。

平成17年6月30日及び同年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年6月30日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月16日

請求期間①及び②について、A社（勤務先は、B社）から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された賞与支給明細書により、請求者は、5万円及び6万円の賞与を支給され、4万6,000円及び5万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は4万6,000円、請求期間②は5万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①及び②に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500063号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500017号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)C支店における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年2月1日から昭和60年7月1日まで

A社に勤務した期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を確認したところ、実際の給与額よりも低い記録となっている。請求期間のうちの一部の期間については、給与明細書、源泉徴収票及び地方税の特別徴収税額通知書があったので、確認して標準報酬月額を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の標準報酬月額の相違について訂正請求しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、同僚から提出された月例給与明細書により、A社C支店は、厚生年金保険料を翌月控除していたと認められるところ、請求者から提出された請求期間の一部の月例給与明細書及び月例給与差額明細書(昭和58年12月分、昭和59年2月分、同年5月分、同年8月分、同年11月分、同年12月分、昭和60年2月分及び同年5月分)(以下「給与明細書」という。)により、請求者は、当該給与明細書に係る月において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬額を支給されていた月はあるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、請求期間のうち、当該給与明細書に係る月の前月については、記録の見直しを認めることはできない。

また、請求者から提出された請求期間の一部期間に係る『昭和 59 年度市・県民税特別徴収税額通知書』、『昭和 60 年度市・県民税特別徴収税額通知書』及び『昭和 59 年分給与所得の源泉徴収票』に記載されている社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料とおおむね一致している。

さらに、A 社の後継会社である B 社は、請求期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないと回答しており、請求者が提出した上記の給与明細書、市・県民税特別徴収税額通知書及び給与所得の源泉徴収票から確認できる期間のほかの期間については、請求者の給与額及び保険料控除額について確認することはできない。

加えて、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者原票に記載の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致し、遡って訂正された形跡もない。

このほか、請求者の請求期間における、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500048号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500019号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年*月*日から平成9年*月*日まで
平成8年*月*日に60歳定年になったが、引き続き雇用される約束となっていた。
請求期間は出勤はしていないが、在籍していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社が保管している請求者の人事通知及び嘱託委嘱契約証書によると、「平成8年*月*日定年退職」、「平成9年*月*日嘱託を委嘱する(常勤)」と記載されていることが確認できるとともに、雇用保険の記録によると、請求者のA社B工場における離職日及び資格取得日は、オンライン記録と符合している。

また、企業年金連合会及びC健康保険組合から提出された資料によると、いずれも資格喪失日は平成8年*月*日、資格取得日は平成9年*月*日となっていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、A社B工場は、「定年退職者は、誕生日を退職日とし、翌日付けで資格喪失手続をしている。そのため、請求者は、平成8年*月*日付けで定年退職、平成9年*月*日付けで嘱託として契約しているため、請求期間は在籍していない。請求期間当時の賃金台帳や厚生年金保険に係る資料等は残っていない為、厚生年金保険料の控除については不明である。」と陳述している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500020号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500020号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和39年6月21日から昭和40年4月1日まで

私は、昭和38年秋から昭和41年3月までA事業所に継続して雇用されており勤務の中断はないにもかかわらず、請求期間の年金記録が空白となっている。この期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間において、A事業所に係る厚生年金保険被保険者記録がある同僚6人に照会したところ、回答のあった複数の同僚の陳述により、請求者が請求期間において同事業所に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A事業所は、昭和44年5月31日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主が特定できない上、上記の同僚からも、請求者の厚生年金保険の加入についての陳述は得られず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和39年6月21日に同事業所の被保険者資格を喪失し、備考欄には喪失届受付年月日及び証返納年月日が昭和39年6月30日と記載されていることから、同日に当該資格喪失の届出がなされ、請求者の健康保険被保険者証が返納された旨が確認できる上、請求者の同事業所に係るもう一つの健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間後の昭和40年4月1日に被保険者資格を取得し、同年4月14日付けで資格取得処理がされた旨が記載されていることから、請求者が同事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を再度取得したことが確認できる。

さらに、「健保記号番号索引簿」によると、A事業所において、請求者と同一の厚生年金保険記号番号で健康保険記号番号が2回（*番及び*番）発番されたことが確

認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500072号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500021号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所（昭和52年4月1日以降は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和44年6月1日から同年12月31日まで

A事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和44年6月1日となっているが、同年12月まで奨学生として勤務したのは間違いない。私が記憶している事業所名はC事業所であり、A事業所とどちらが正式な事業所名か不明であるが、昭和44年12月31日を資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和44年4月から同年12月までD社の奨学生として勤務したと記憶しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、A事業所において昭和44年4月15日から同年6月1日までの請求者に係る被保険者記録が確認できる。

しかし、A事業所は平成26年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B社の元事業主は、「震災のため全ての書類は喪失しており、請求期間当時の届出及び納付については不明である。」と回答している上、D社の奨学制度を取り扱うE会は、「請求期間当時の奨学生の資料を保管しておらず、請求者の勤務状況を確認できる資料はない。」と陳述しており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、C事業所について、複数のA事業所の同僚は、「C事業所は、A事業所の店舗の一つが独立した事業所であったと思う。」と陳述しているものの、請求期間当時、C事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、A事業所の同僚の妻は、「夫はA事業所で勤務していたが、C事業所の事業主として独立した。」「学生に奨学生として働いてもらっていたことは覚えているが、夫は震災で亡くなり、当時の資料も残っていない。」「夫が独立した時期をはっ

きり思い出せないが、独立してからは亡くなるまで国民年金に加入していた。」と陳述している。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、上述の同僚及び請求期間において請求者と一緒にC事業所で勤務していた旨陳述する同僚は、請求者と同日の昭和44年6月1日にA事業所の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500012号

厚生局事案番号：東海北陸（脱）第1500001号

第1 結論

昭和25年3月15日から昭和38年1月19日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和25年3月15日から昭和38年1月19日まで
年金事務所で年金記録を確認したところ、請求期間について脱退手当金を受給していることを初めて知った。脱退手当金は受け取っていないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間における脱退手当金については、オンライン記録によると、昭和38年4月9日に2万4,947円が支給されたこととなっているところ、法定支給額2万4,545円と402円相違していることが確認できる。

しかしながら、請求者が勤務していた最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に記載されている女性のうち、請求者の当該喪失日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした27名の支給記録を調査したところ、11名に支給記録が確認でき、うち9名が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、その同僚のうちの1名は、「会社が手続した。」と回答していることを踏まえると、請求者についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、被保険者名簿及び請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間に係る脱退手当金については、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年1月19日から約3か月後の同年4月9日に支給決定がなされているほか、請求者の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の支給庁である社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。